

府民公募型安心・安全整備事業審査委員会（京都市域）設置要領

（趣 旨）

第1 この要領は、府民公募型安心・安全整備事業（以下、「整備事業」という。）における、府民公募型安心・安全整備事業審査委員会（京都市域）（以下、「審査委員会」という。）を設置するために、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2 審査委員会は、京都市域における整備事業の事業箇所の採択に関する事項についての審査等を行う。

（構成等）

第3 審査委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 審査委員会に座長を置くこととし、同志社大学政策学部教授今川晃がこれを務める。

3 座長は審査委員会を統括し、審査委員会を代表する。

（会 議）

第4 審査委員会の会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長が職務を遂行できないときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

3 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見・助言を求めることができる。

4 審査委員会を構成する者がやむを得ない事由により出席できないときは、その者の指示を受けた者が座長の承認を得て、代理出席することができる。

（庶 務）

第5 審査委員会の庶務は、建設交通部監理課において行う。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、座長等が定める。

附 則

この要領は、平成21年6月2日から施行する。

この要領は、平成22年7月27日から施行する。

この要領は、平成23年8月10日から施行する。

この要領は、平成24年8月2日から施行する。

[別 表]

府民公募型安心・安全整備事業審査委員会（京都市域）委員

同志社大学政策学部教授	今川 晃（座長）
京都商工会議所産業振興部長	稲垣 繁博
京都市建設局長	西村 文治
京都府総務部長	中野 祐介
京都府建設交通部長	伊勢田 敏
京都府教育委員会管理部理事	石田 斉
京都府警察本部交通規制課長	吉川 潔